

関西電力株式会社大飯発電所
原子炉設置変更許可申請（1号、
2号、3号及び4号原子炉施設の
変更）の一部補正の概要について

平成10年4月

1. 本文

1.1 3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備へ運搬される1号炉及び2号炉の使用済燃料の冷却期間の明確化

対象号炉：1号炉及び2号炉

変更概要：1号炉及び2号炉から3号炉及び4号炉へ運搬される使用済燃料の冷却期間に関しては1号炉及び2号炉の添付書類八に記載されているが、共用化される使用済燃料貯蔵設備の冷却能力の観点から本文にも運搬される使用済燃料の冷却期間を記載する。

補 正 前	補 正 後
五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ)核燃料物質取扱設備の構造 使用済燃料は、速へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により原子炉補助建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）のほう酸水中に貯蔵するとともに、必要に応じて3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）又は4号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び4号炉共用、一部既設）のほう酸水中に貯蔵する。	五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ)核燃料物質取扱設備の構造 使用済燃料は、速へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により原子炉補助建屋内へ移送し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）のほう酸水中に貯蔵するとともに、必要に応じて、<u>21箇月以上冷却した後、3号炉原子炉補助建屋内又は4号炉原子炉補助建屋内へ運搬し、</u>3号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）又は4号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び4号炉共用、一部既設）のほう酸水中に貯蔵する。

1.2 使用済燃料ピット水浄化冷却設備の設計方針の明確化

対象号炉：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉

変更概要：使用済燃料ピット水浄化冷却設備に関して、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49.2(2)に対する適合性の観点から、除熱に関する設計方針を記載する。

補 正 前	補 正 後
五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (2)使用済燃料貯蔵設備 a. 構造 また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設ける。	五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (2)使用済燃料貯蔵設備 a. 構造 また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、<u>使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</u>

2. 添付書類八

2.1 3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備へ運搬される1号炉及び2号炉の使用済燃料に関する記載の適正化

対象号炉：1号炉及び2号炉

変更概要：1号炉及び2号炉から3号炉及び4号炉へ運搬される使用済燃料の記載に関して、上記本文 1.1 の変更に合わせて記載を適正化する。

補 正 前	補 正 後
4. 燃料取扱及び貯蔵設備 4.1 概要 また、使用済燃料は必要に応じて使用済燃料ビットで 21 箇月以上冷却し、使用済燃料の再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉又は4号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ビットに運搬する。	4. 燃料取扱及び貯蔵設備 4.1 概要 また、使用済燃料は必要に応じて使用済燃料ビットで 21 箇月以上冷却し、使用済燃料の再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉又は4号炉原子炉補助建屋内へ運搬し、<u>貯蔵建屋内</u>の使用済燃料ビットに<u>貯蔵</u>する。

2.2 使用済燃料貯蔵設備の冷却能力の設計方針の明確化

対象号炉：3号炉及び4号炉

変更概要：使用済燃料ピット水浄化冷却設備に関して、設計方針を明確化する。

補 正 前	補 正 後
6. 原子炉補助施設 6.6 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 6.6.2 設計方針 (3) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備のうち、<u>使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器は多重性を考慮した設計とする。</u> 6.6.4 主要設備 (2) 使用済燃料ピット冷却器 本冷却器は3基設置し、その冷却容量は過去に取り出された使用済燃料と1号炉及び2号炉使用済燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されているときに燃料取替で原子炉から全炉心を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ピット水平均温度を52℃以下に保つのに十分なものである。また、使用済燃料ピットポンプ1台運転でも使用済燃料ピット水平均温度を65℃以下に保つことができる。	6. 原子炉補助施設 6.6 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 6.6.2 設計方針 (3) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備のうち、<u>使用済燃料ピットポンプは多重性を考慮した設計とする。</u> 6.6.4 主要設備 (2) 使用済燃料ピット冷却器 本冷却器は3基設置し、その冷却容量は過去に取り出された使用済燃料と1号炉及び2号炉使用済燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されているときに燃料取替で原子炉から全炉心を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ピット水平均温度が<u>52℃を超えないように設計する。また、この場合において、使用済燃料ピットポンプ1台運転でも使用済燃料ピット水平均温度を65℃以下に保つ。</u>